

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		住所又は所在地		長崎県●●市◆◆町▲▲											
		氏名又は名称並びに代表者名		□□産業株式会社 代表取締役 ○○ ○○											
申告者		個人番号又は法人番号		右づめてご記入ください。 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
		焼却施設、最終処分場のいずれかを☑してください。		経理グループ △△ △△ (電話 095-***-****)											
年月日		<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input checked="" type="checkbox"/> 最終処分場 <small>(該当するものの□にレ印)</small>		名称		□□産業株式会社									
長崎県 長 宛				所在地		長崎県●●市◆◆町▲▲ (電話 095-***-****)									
申告の対象期間		令和4年 10月 1日から令和4年 12月 31日まで													
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量		①	千 トン 4 3 1.2 5 6 6												
焼却施設のみ	規則第3条第1項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を原料とした製品等を製造するための焼却施設への搬入)	②	端数は処理しないまま記入してください。(附表1の合計を転記)												
	規則第3条第1項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物による発電を行う焼却施設への搬入)	③													
	規則第3条第1項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を焼却処理する際の焼却熱を回収し製品の製造工程に利用する焼却施設への搬入)	④													
	規則第3条第2項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (BSEに関連した、患畜、牛の特定部位及び死亡牛などの焼却処理を行う焼却施設への搬入)	⑤													
	規則第3条第2項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係る焼却処理又は最終処分等で知事が認める搬入)	⑥													
規則第3条第2項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物の焼却処理又は最終処分などで知事が認める搬入)		⑦	端数は処理しないまま記入してください。												
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ① - (②+③+④+⑤+⑥)		⑧	4 3 1.2 5 6 6												
この申告により申告納付(⑧×800円/トン)又は			4 3 1 2 5 6												
特別徴収義務者のみ	⑧のうち委託		4 1 0.1 0 1 6												
	委託契約による(⑩×800円)	⑩	4 1 0 1 0 1												
申告		令和5年1月31日													
備															

- (注) 1 この申告書は、次の場合に使用してください。
- (1) 納税者が自ら焼却処理又は最終処分を行った場合
 - (2) 特別徴収義務者が委託により中間処理を行った後自ら焼却処理又は最終処分を行った場合。
- 2 ①欄については、附表1を必ず添付してください。なお、自社処分と委託処分を併せて行う特別徴収義務者は、⑩欄についての附表2を併せて添付してください。
- 3 ⑨欄及び⑩欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納付されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤～⑦で類するものに記載してください。

登録番号							
1	1	1	1	1	1	1	1

期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量に関する明細書					
申告		マニフェストに記載されたとおりの内容を記入してください。		令和4年10月 1日から 令和4年12月31日まで	
産業廃棄物の種類	(ア)	体積(注) (A)	量の計測が困難な場合		合計重量(トン) (ア)+(イ)
			換算係数 (B)	換算重量(トン) (A)×(B)=(イ)	
燃 え 殻	.		1.14	.	.
汚 泥	.		1.10	.	.
廃 油	.		0.90	.	.
廃 酸	.		1.25	.	.
廃 アルカリ	.		1.13	.	.
廃プラスチック類	163.5090		0.35	.	163.5090
紙 く ず	.		0.30	.	.
木 く ず	.		0.55	.	.
織 維 く ず	.		0.12	.	.
動植物性残さ	.		1.00	.	.
動物系固形不要物	.		1.00	.	.
ゴ ム く ず	.		0.52	.	.
金 属 く ず	.		1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	142.8890		1.00	.	142.8890
鉱 さ い	.		1.93	.	.
が れ き 類	124.8586		1.48	.	124.8586
動物のふん尿	.		1.00	.	.
動物の死体	.		1.00	.	.
ば い じん	.		1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	.		1.00	.	.
合 計	431.2566			.	431.2566

- (注) 1 この明細書は、様式第19号①欄の内訳として同様式に必ず添付して提出してください。
 2 換算係数(B欄)は変更できません。
 3 課税の特例については、特例の要件(様式第19号②～⑦欄)ごとに別途この明細書を作成してください。

登 録 番 号							
1	1	1	1	1	1	1	1

委託契約による産業廃棄物の搬入量に関する明細書				
申告の対象期間		令和4年10月 1日から 令和4年12月31日まで		
申告書⑩欄に転記 の計測が困難な場合	換算係数		換算して得た重量 (A)*(B)=(イ)	
	(ア)	(イ)	(B)	(イ)
重量((ア)+(イ))	合 計		重量((ア)+(イ))	
(ト)	(ト)	(ト)	(ト)	(ト)
廃プラスチック類	146.8762			146.8762
ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず	139.5412			139.5412
がれき類	123.6842			123.6842
合 計	410.1016			410.1016
備 考				

附表1に記載した内容のうち、処理を委託された産業廃棄物の種類及び搬入量を記入

(注) 1 この明細書は、特別徴収義務者が申告納付を行う場合において、委託契約による産業廃棄物の搬入量(⑩欄)の内訳を記載し、様式第19号に添付してください。
 2 「産業廃棄物の種類」の欄は長崎県産業廃棄物税条例施行規則第6条の表に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表に掲げる換算係数を記載してください。